JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）

追加型投信／海外／債券

設定来の基準価額（税引前分配金再投資）の推移

・基準価額は信託報酬控除後です。分配金再投資基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。信託報酬については、後記の「ファンドの費用」をご覧ください。

ファンド情報

基準価額		4,949円
前月末比変化額		−154円
（内訳）	証券要因	+1円
	為替要因	−133円
	分配金	−10円
	信託報酬その他	−12円
純資産総額		19.0億円

・基準価額の変化額内訳は当社独自の見解に基づいて行った試算です。従いまして、実際の基準価額の変動とは必ずしも一致していない場合があります。また、小数点以下の数字の影響により、内訳と合計欄が一致しない場合があります。

マザーファンド

組入銘柄数	67
純資産総額	33.4億円
有価証券組入比率	90.79%
最終利回り	5.80%
平均デュレーション	6.49年

・最終利回り、平均デュレーションは、当社ポートフォリオシステムの情報に基づき算出しています。最終利回りは実際の投資家利回りとは異なります。

騰落率

（%）

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
−2.82	−2.97	1.82	10.32	23.17	60.79

・騰落率については、基準価額に税引前分配金を再投資して計算しております。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

分配金実績（1万口当たり、税引前）

設定来合計	第227期 2026年4月	第228期 2026年5月	第229期 2026年6月	第230期 2026年7月	第231期 2026年8月	第232期 2026年9月
6,980円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

・分配金は過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。また、必ず分配を行うものではありません。

本資料のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

J.P.Morgan
ASSET MANAGEMENT

JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）

ポートフォリオの組入状況（マザーファンド）

国（通貨）別構成比率

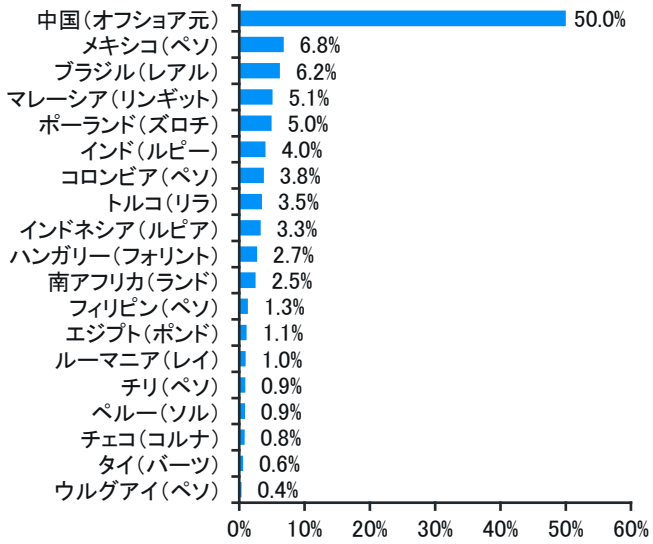

セクター別構成比率

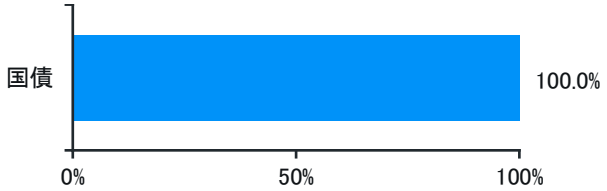

格付別構成比率

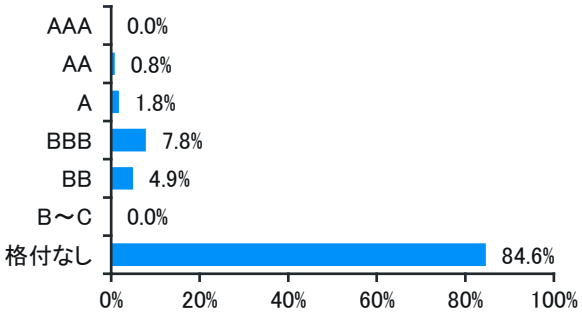

クレジット・リンク債* 内訳

国	構成比
－	0.0%

＊クレジット・リンク債（CLN）

信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券をいいます。金融機関が、ある新興国国債にパフォーマンスが連動する新たな債券（＝クレジット・リンク債）を発行するような例があります。なお、マザーファンドが投資しているクレジット・リンク債は、取得コスト等の理由から格付を取得していませんが、パフォーマンスが連動する債券の格付を参考に、投資判断を行っています。

・各比率は組入有価証券を100%として計算しています。四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。
・クレジット・リンク債（CLN）は連動先債券の情報に基づき分類しています。なお、通貨の記載はCLN自体の通貨です。
・格付は、Moody's社、S&P社の格付のうち、高い方を採用していますが、クレジット・リンク債は「格付なし」に分類しています。
・現金の代替として米国国債を保有することがあります。

組入上位10銘柄

（2026年8月31日現在）

	銘柄	償還日	クーポン（%）	通貨	比率
1	中国国債	2035/5/25	1.670	オフショア元	7.96%
2	中国国債	2030/5/21	2.680	オフショア元	6.91%
3	中国国債	2034/5/25	2.270	オフショア元	4.62%
4	中国国債	2032/5/15	2.760	オフショア元	4.49%
5	中国国債	2030/11/19	3.270	オフショア元	4.47%
6	中国国債	2051/10/18	3.530	オフショア元	4.24%
7	中国国債	2050/9/14	3.810	オフショア元	3.99%
8	ブラジル国債	2029/1/1	10.000	ブラジルレアル	3.32%
9	ポーランド国債	2036/8/25	2.000	ポーランドズロチ	3.23%
10	メキシコ国債	2032/4/15	8.000	メキシコペソ	3.00%

・組入上位10銘柄については、開示基準日がその他の情報と異なります。
・クレジット・リンク債（CLN）は連動先債券の情報に基づき分類しています。なお、通貨の記載はCLN自体の通貨です。
・クレジット・リンク債のクーポンについては、連動先債券の通貨と支払通貨の為替レートの影響を受けて変動するため、「－」と表示する場合があります。
・比率は対純資産で計算しています。
・現金の代替として米国国債を保有することがあります。
・上記は個別銘柄の推奨を目的として示したものではなく、当該銘柄のファンドへの組入れを保証するものではありません。

本資料のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

J.P.Morgan
ASSET MANAGEMENT

JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）

運用状況等と今後の運用方針

市場概況

当月の現地通貨建て新興国債券市場は、前月末比で上昇しました。当月の米国国債利回りは、月前半は、堅調な雇用統計や物価・景気関連指標を受けてインフレ圧力が意識され、FRB（米連邦準備制度理事会）による利上げ観測が強まったことから、米国国債利回りに上昇圧力がかかりました。月半ばから後半にかけては、FRBが政策金利を引き上げたほか、FRB高官の発言や堅調な景況指標を背景に追加利上げ観測が高まり、米国国債利回りは上昇基調となり月を終えました。

現地通貨建て新興国債券市場については、中東情勢の再緊迫化に伴う原油価格の高止まりや、それを背景とした利上げ観測の高まりが逆風となりながらも、依然として魅力的なキャリー水準やポートフォリオ分散の観点から需要は底堅く、月を通して市場は上昇しました。

為替市場では、新興国通貨は対円で全体的に下落し、特にメキシコペソやチリペソなどが下落しました。

金融政策については、コロンビアや南アフリカが政策金利を引き上げた一方、ブラジルやナイジェリアは政策金利を引き下げました。

運用状況

- 当月の当ファンドの基準価額（税引前分配金再投資ベース）は前月末比で 下落しました。
- 保有債券の利金収入はプラスに寄与したものの、保有債券の価格下落や多くの投資通貨が対円で下落したことがマイナスに寄与しました。
- 国別ではブラジルなどへの投資が奏功したものの、メキシコや中国などへの投資が押し下げ要因となりました。
- 主な投資行動としては、ブラジルやトルコなどの投資比率を引き上げた一方、南アフリカやメキシコなどの投資比率を引き下げました。

市場見通しと今後の運用方針

新興国の成長率見通しは2026年通年は4.1%、2027年は4.3%へと加速し、新興国と先進国の経済成長率格差は2.5%になると予想します。中国については、地政学リスクがテールリスク（確率は低いが影響の甚大なリスク）であるものの、成長目標を維持するために当局は財政支援を再開すると想定されることから、2026年通年で4.6%のGDP（国内総生産）成長率を達成すると見ています。新興国のファンダメンタルズ（基礎的条件）は総じて安定しており、2027年にかけてデフォルト（債務不履行）のリスクは限定的であると見ています。また、インフレの緩やかな上振れに対して、新興国の中央銀行は金融政策の微調整により対応可能と考えます。

当ファンドの運用においては、引き続き市場の変動性に十分留意しながら、流動性が高く、財政を含む長期ファンダメンタルズが健全な国の中で、割安と判断する債券への投資を継続する方針です。

新興国債券市場の推移

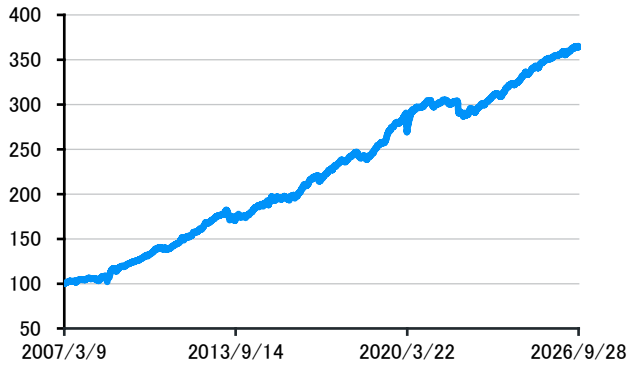

出所：Bloomberg

・JPモルガンGBI- エマージング・マーケッツ・グローバル（現地通貨ベース）を使用し、ファンドの設定日を100として指数化しています。

・「JPモルガンGBIーエマージング・マーケッツ・グローバル」とはJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表している新興国の債券のパフォーマンス（投資収益）を表す指数です。同指数は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する、新興国の現地通貨建ての債券で構成されている時価総額加重平均指数で、基準日を2001年12月31日として算出されております。

新興国通貨の動向（対円）

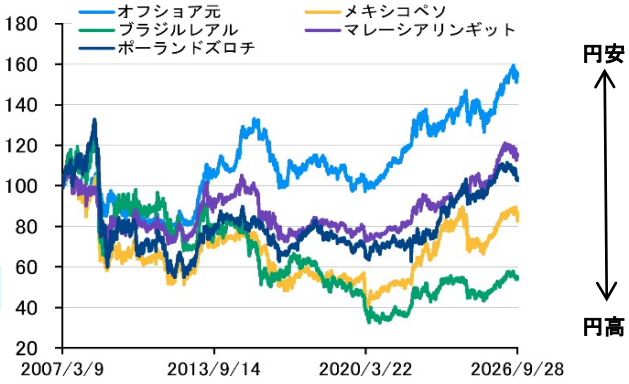

出所：Bloomberg

ファンドの設定日を100として指数化しています。

新興国通貨の月間変化率（対円）

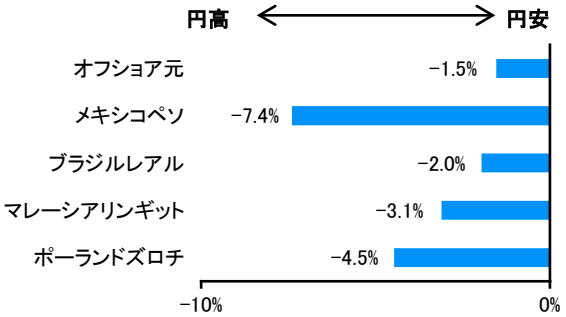

出所：資産運用業協会発表レート

上記グラフは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

・各市場の動きは下記の指数を使用しており、現地月末営業日を基準日としています。
現地通貨建て新興国債券：JPモルガンGBI-エマージング・マーケッツ・グローバル（現地通貨ベース）
米国国債：米国10年国債
中国国債：JPモルガンGBI-エマージング・マーケッツ・グローバル・中国（現地通貨ベース）

・上記運用状況および運用方針については、実質的な運用を行うマザーファンドに係る説明を含みます。

・上記は、作成時点のJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。

J.P.Morgan
ASSET MANAGEMENT

ファンドの特色

1 ファンドは、マザーファンド*1を通じて新興国のソブリン債券（政府または政府機関の発行する債券）を実質的な主要投資対象として運用し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長をはかることを目的とします。

- 「新興国」とは、国内経済が成長過程にあると判断される国のことをいいます。
  例：ブラジル、ハンガリー、マレーシア、メキシコ、ポーランド、南アフリカ、トルコ、ペルー、ルーマニア、チェコ、ウルグアイ、ドミニカ共和国、中国、セルビア、タイ、インドネシア、インド、チリ、コロンビア（2026年3月末現在）
- 「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます。
- 「配当等収益」とは、ファンドが実質的に受領する債券の利息を主とする収益をいいます。

※ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。
*1 GIM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）。

2 主に新興国の現地通貨に基づく運用成果が得られる債券を投資対象とします。

- ファンドの75%相当以上を新興国の現地通貨に基づく運用成果が得られる債券に投資します。

3 主として新興国のソブリン債券に投資します。

- ファンドの20%相当を上限に、ソブリン債券以外の新興国に所在する発行体の発行する債券に投資することがあります。
- ファンドの35%未満相当を上限に、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債*1に投資することがあります。
- 組入れ債券全体の平均格付は、BBー格*2／ Ba3格*3相当以上に維持します。「格付」とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表したものです。

※ボンドコネクトを通じて中国本土で発行された債券への投資を行うことがあります。ボンドコネクトについては投資リスクをご参照ください。
*1 反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限ります。投資する仕組債の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。
*2 S&Pグローバル・レーティング*4の場合
*3 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク*4の場合
*4 当該格付機関のグループ会社を含みます。

4 毎月15日*1の決算時に、配当等収益から分配します。また、年4回（3、6、9、12月）の決算時にボーナス分配を行うこともあります。

- ただし、いずれの分配も必ず行うものではありません。
- 「ボーナス分配」とは、配当等収益からの分配に債券の売買による収益からの分配を付加して分配することをいいます。

*1 15日が休業日の場合は翌営業日となります。

5 為替ヘッジは行いません。

- 外貨建ての債券に投資しますが、為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

（注）円以外の通貨間での為替変動による影響を抑えるため、円以外の通貨間で為替ヘッジを行うことがあります。

6 J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（米国法人）に運用を委託します。

- J.P.モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

※J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです

・資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えないことがあります。

ご購入の際は、「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

J.P.Morgan
ASSET MANAGEMENT

投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

ファンドは、主に新興国の債券に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。下記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

信用リスク	債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落することがあります。
金利変動リスク	金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。
為替変動リスク	ファンドは、為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。
カントリーリスク	新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 ・先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、債券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。 ・債券・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、債券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。 ・先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。 ・税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。
デリバティブ取引のリスク	ファンドは、デリバティブ取引である直物為替先渡（NDF）取引を用いる場合があります。直物為替先渡（NDF）取引は、その他の投資手段と比較して、金利、為替相場等の変動に対してより大きく価格が変動・下落することがあります。
ボンドコネクト*のリスク	ファンドは、ボンドコネクトを通じて中国本土で発行された債券へ投資する場合があります。当該投資には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 ・法規制の変更や取引上の制約により、取引相手方にかかるリスクが増大する可能性があります。 ・現時点の規則や法規制が変更される可能性や、その変更が過去に遡って適用される可能性があります。 ・ボンドコネクトを通じて行う取引は、中国本土および香港の投資家保護制度のいずれにおいても保護されません。 ・ボンドコネクトは、中国・香港双方の債券市場の営業日であって、かつ取引の決済日が中国・香港双方の銀行の営業日となる場合のみ運営されます。それによりファンドは、希望する時点や価格で債券の売買ができないことがあります。 *本資料において、「中国・香港債券相互取引制度」を「ボンドコネクト」といいます。 「ボンドコネクト」により、ファンドを含む外国の投資家は、中国本土の銀行間債券市場における売買を、香港の証券会社を通じて行うことができます。

J.P.Morgan
ASSET MANAGEMENT

その他の留意点

- クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

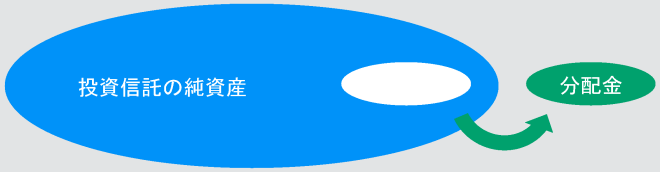

- 分配金は、決算期中に発生した収益（経費*1控除後の配当等収益*2および有価証券の売買益*3）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。

*1 運用管理費用（信託報酬）およびその他の費用・手数料をいいます。*2 有価証券の利息・配当金を主とする収益をいいます。*3 評価益を含みます。

決算期中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

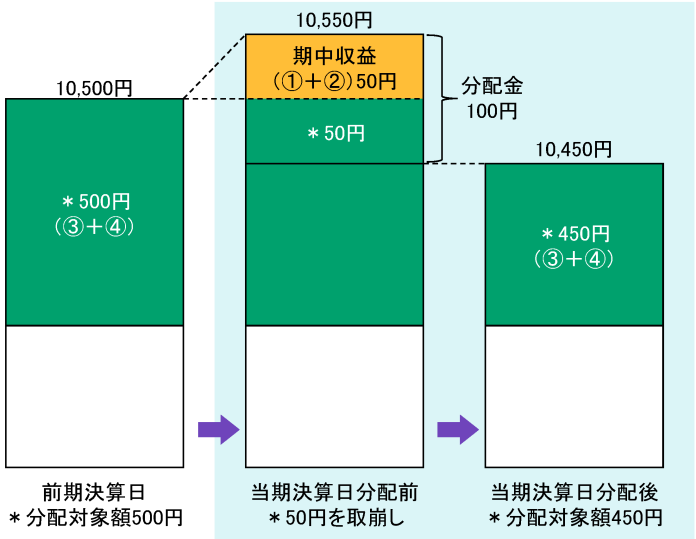

前期決算日から基準価額が下落した場合

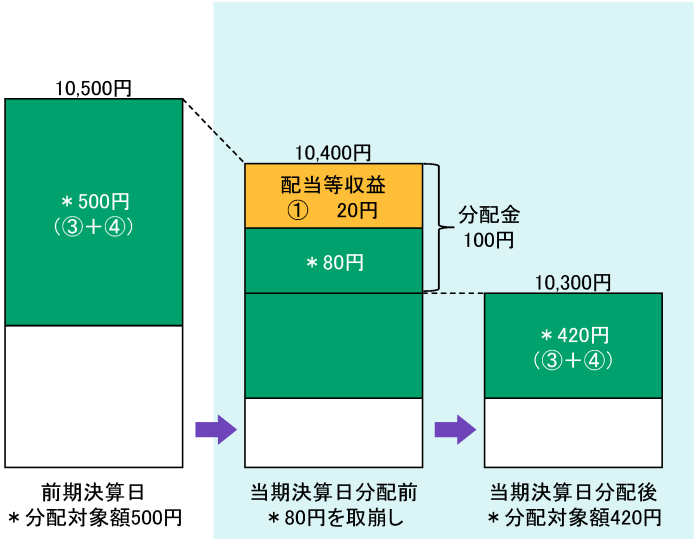

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の有価証券の売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

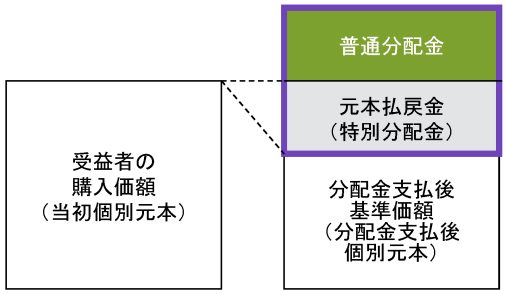

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

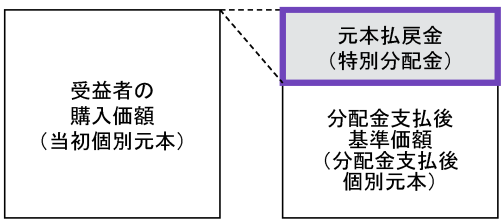

元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。
※上記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

J.P.Morgan
ASSET MANAGEMENT

JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
信託期間	無期限です。（設定日は2007年3月9日です。）
決算日	毎月15日（休業日の場合は翌営業日）です。
収益分配	毎月の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となりますが、このファンドは、NISAの対象ではありません。また、配当控除および益金不算入制度は適用されません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 上記は2026年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は3.85%（税抜3.50%）を上限とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 （購入時手数料＝購入価額×購入口数×手数料率（税込）） 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に対して年率1.925%（税抜1.75%）がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。
その他の費用・手数料	「有価証券の取引等にかかる費用*」「外貨建資産の保管費用*」「信託財産に関する租税*」「信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用*」「ファンド監査費用（純資産総額に対して年率0.022%（税抜0.02%）（上限）、または年間330万円（税抜300万円）のうちいずれか少ない額を信託財産に日々計上します。）」 *運用状況等により変動し、適切な記載が困難なため、事前に種類ごとの金額、上限額またはその計算方法等の概要などを具体的に表示することができないことから、記載していません。

ファンドの費用の合計額は、ファンドの保有期間等により変動し、表示することができないことから、記載していません。

ファンドの関係法人

委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（ファンドの運用の指図） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第330号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理）
販売会社	委託会社（am.jpmorgan.com/jp）までお問い合わせください。（ファンドの購入・換金の取扱い等、投資信託説明書（交付目論見書）の入手先）

ご購入の際は、「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

J.P.Morgan
ASSET MANAGEMENT

取扱販売会社について

●投資信託説明書（交付目論見書）は下記の販売会社で入手することができます。
●登録番号に「金商」が含まれているものは金融商品取引業者、「登金」が含まれているものは登録金融機関です。
●株式会社を除いた正式名称を昇順にして表示しています。
●下記には募集の取扱いを行っていない販売会社が含まれていることがあります。また、下記以外の販売会社が募集の取扱いを行っている場合があります。
●下記登録金融機関（登金）は、日本証券業協会の特別会員です。

2026年10月1日現在

金融商品取引業者等の名称	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	その他
株式会社　あおぞら銀行	関東財務局長(登金)第8号	○			○	
安藤証券株式会社	東海財務局長(金商)第1号	○				
株式会社　イオン銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	関東財務局長(登金)第633号	○				
SMBC日興証券株式会社	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
株式会社　SBI証券	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○	
株式会社　SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）	関東財務局長(登金)第10号	○			○	
株式会社　SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	関東財務局長(登金)第10号	○			○	
株式会社　香川銀行	四国財務局長(登金)第7号	○				
ソニー銀行株式会社	関東財務局長(登金)第578号	○	○		○	※1
マネックス証券株式会社	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
みずほ証券株式会社	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	※2
三井住友信託銀行株式会社	関東財務局長(登金)第649号	○		○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	※3
株式会社　三菱UFJ銀行（委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）（インターネットトレードのみ）	関東財務局長(登金)第5号	○	○		○	
株式会社　横浜銀行	関東財務局長(登金)第36号	○			○	
楽天証券株式会社	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	

※1 ソニー銀行株式会社は上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しています。
※2 みずほ証券株式会社は上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しています。
※3 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

J.P.Morgan
ASSET MANAGEMENT

本資料で使用している指数について

● JPモルガンGBI-エマージング・マーケッツ・グローバルの著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しております。

本資料に関する注意事項

本資料はJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下、「当社」という。）が作成したものです。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客さまが投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社および当社グループの判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではございません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。本資料は、当社が設定・運用する投資信託について説明するものであり、その他の有価証券の勧誘を目的とするものではございません。また、当社が当該投資信託の販売会社として直接説明するために作成したものではありません。
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。過去の運用成績は将来の運用成果を保証するものではありません。投資信託は預金および保険ではありません。投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託を証券会社（第一種金融商品取引業者を指します。）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。取得のお申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面をあらかじめまたは同時にお渡ししますので必ずお受け取りの上、内容をご確認ください。最終的な投資判断は、お客さまご自身の判断でなさるようお願いいたします。

J.P.Morgan
ASSET MANAGEMENT